

基山町農業委員会会議録

平成27年11月4日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者 13名

欠席者 0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大石正人	出席	8	大久保敏幸	出席
2	西依義實	出席	9	梁井正義	出席
3	長野満夫	出席	10	舟木 壽	出席
4	大村 廣	出席	11	森 一 則	出席
5	坂本勇一	出席	12	簗原茂行	出席
6	熊本富雄	出席	13	原 利 廣	出席
7	井上忠雄	出席			

本会の書記 加藤 浩 彰

審 議 事 項

第22号議案	農地法第3条の規定による許可申請	2 件
第23号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	15 件
その他(1)	盛土届出	1 件
その他(2)	農業経営改善計画の認定協議について	1 件

審議開始 9時 00分

審議終了 11時 00分

平成27年11月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

ただいまから、平成27年第11回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、7番委員と8番委員にお願いします。

早速ですが、審議に入ります。

第22号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。第22号議案1番を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第22号議案1番朗読

この件につきましては、譲渡人の要望に伴う譲受人の経営規模拡大による所有権移転となります。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農業機械の所有状況や農業従事者の状況につきましても問題ないことから、効率的に利用して耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人のほか、親族が年間を通して農作業に従事しており、農作業に常時従事する要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係については、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が18,626㎡となり、下限面積である5反要件も満たしております。

なお、農地法第3条第2項第7号関係についてですが、譲渡人の農地は、譲受人の自宅から車で約15分の距離にあり、申請地は現在、自己保全されており、今後は、畑として利用されます。農薬の使用方法についても地域の防除基準に従われ、周辺農地への農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。

最後に、許可後の農地として5年間以上耕作する旨の誓約書も提出されております。

申請地は、寿楽園の東側で県道基山平等寺筑紫野線の沿線沿いの圃場となります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、1番について、何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

1番委員

先月の20号議案で提案されました譲受人・譲渡人です。この土地は現在自己保全となっています。10年位前に残土を持ってきて、今は山のようになっています。

畑にかえすのはかなり難しいのかなと思いますが、実際に耕作されている親戚の方は土建業をされていて、今のままでは耕作できないということで農業委員会で通れば重機を入れて掘り下げ、2～3m土を取り何か作るか自分で自己保全をしたいと約束された。

この約束については、町と農業委員大村さん、自分の三者で確認をしておりますし、特に問題ないと思っております。

議 長

他に意見はありませんか。無いようですので、第22号議案1番につきましては、許可したいと思いますと思いますが、許可に賛成の方の挙手を求めます。

全員挙手

議 長

第22号議案1番は、全会一致で許可します。

次に、第22号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。第22号議案2番を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第22号議案2番朗読

この件につきましては、譲渡人の要望に伴う譲受人の経営規模拡大による所有権移転となります。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農業機械の所有状況や農業従事の状況につきましても問題ないことから、効率的に利用して耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、農作業に常時従事する要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係については、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が5,566㎡となり、下限面積である5反要件も満たしております。

なお、農地法第3条第2項第7号関係についてですが、譲渡人の農地は、譲受人の自宅から徒歩1分の距離にあり、申請地は現在、自己保全されています。

今後は、畑として利用を予定されています。農薬の使用方法についても地域の防除基準に従われ、周辺農地への農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。

最後に、許可後の農地として5年間以上耕作する旨の誓約書も提出されております。

申請地は、宝満神社の東側になります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、2番について、何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

2番委員

この土地は相続で緒方さんのものになったとのことですが、実際には耕作されておりません。今回、木村さんが耕作をするということで所有権移転の申請となっております。

議 長

他に意見はありませんか。無いようですので、第22号議案2番につきましては、許可したいと思いますが、許可に賛成の方の挙手を求めます。

全員挙手

議 長

第22号議案2番は、全会一致で許可します。

次に、第23号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので、計画の決定を求めます。第23号議案1番を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第23号議案1番朗読

1番につきましては、賃貸借権の新規設定です。期間は5年で、10a当たり30kgとなっております。設定の事由については、貸付人の高齢化による労力不足のためとなっております。場所は、きやま高尾病院の南側の圃場になります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、1番について、何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

3番委員

特に問題はありません。

議 長

第23号議案1番につきまして、他に意見はありませんか。無いようですので第

23号議案1番につきましては、計画決定したいと思いますが、計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第23号議案1番は、全会一致で計画決定します。

次に、第23号議案2番を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第23号議案2番・3番朗読

2番につきましては、使用貸借権の新規設定です。期間は3年となっています。設定の事由については、高齢化による相手方の要望となっております。場所は、南陣屋の南側圃場になります。

3番につきましては、使用貸借権の新規設定です。期間は5年となっています。設定の事由については、高齢化による相手方の要望となっております。場所は、南陣屋の南側圃場になります。

13番委員

昨年末から体調を崩され、今は回復されてありますが、やっと歩ける状態です。息子さんがいらっしゃいますが、仕事で耕作ができないということで、1人では難しいということで、2人をお願いしたところ快く引き受けてもらったということです。耕作者の作業等は丁寧で特に問題ありません。

議 長

第23号議案2番・3番につきまして、他に意見はありませんか。無いようですので第23号議案2番・3番につきましては、計画決定したいと思いますが、計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第23号議案2番・3番は、全会一致で計画決定します。

次に、第23号議案4番を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第23号議案4番朗読

4番につきましては、使用貸借権の新規設定です。期間は2年となっています。設定の事由については、耕作不便、低生産地による相手方の要望となっておりますが、この農地については現在自己保全となっていて耕作をされておられません。今後は、きやまファームがこの農地を借り受け、エミュー放牧による農地保全と獣害対策の取組みを行う予定です。場所は、善覚寺の南東の圃場になります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、4番について、何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

2番委員

イノシシ被害で今は自己保全となっています。そこに柵を設けてエミューを放したいということです。

議 長

6番委員さん、補足説明をお願いします。

6番委員

借りている面積は1,298㎡ですが、エミューを放すのは手前の100㎡くらいです。11月の終わり頃にはエミューを4羽くらい置きたいと思っています。2年間の契約をしております。餌は村山さんがやってくれるということです。

議 長

第23号議案4番につきまして、他に意見はありませんか。

8番委員・9番委員挙手

議 長

8番委員

8番委員

株式会社きやまファームが権利の設定を受けるとのことですが、エミューを置く場合、必ず権利の設定をしなければならないのでしょうか。先ほどの説明で村山さんが飼われるということで、自分の土地でされていることを、わざわざ権利の設定をしなければならないのか疑問に思ったもので。

議 長

6番委員さん、補足説明をお願いします。

6 番委員

飼育はしてもらいが、エミューを売ったりはしません。エミューはうちのもので飼育だけしてもらおう。設定をきちんとしておいたほうがいいだろうということで申出書を提出しております。

9 番委員

株式会社として借りるということになると、農地法に伴う条件はどういうふうになりますか。

事務局

株式会社きやまファームは、農業生産法人としての要件を満たしておりますので、問題ありません。

議 長

他に意見はありませんか。

1 番委員挙手

議 長

1 番委員

1 番委員

民家が近くにありますが、環境に対する影響が懸念されますが、隣地辺りの承諾も必要かと思えます。以前、畑に羊を置くという話がありましたが、垂れ流しで反対があり、取りやめたことがあります。そこら辺はどのような対処をしてありますか。

議 長

6 番委員さん、補足説明をお願いします。

6 番委員

影響はないと聞いております。民家からはかなり離れています。

議 長

第 2 3 号議案 4 番につきまして、他に意見はありませんか。無いようですので第 2 3 号議案 4 番につきましては、計画決定したいと思えますが、計画決定

に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第23号議案4番は、全会一致で計画決定します。

次に、第23号議案5番を上程いたしますが、第23号議案5番から7番までは、利用権の設定を受けられる方が同じ方でありますので、一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

第23号議案5番から7番朗読

5番から7番につきましては、長野地区の耕友会で借りられるということで、代表の方が申出をされています。

5番と6番につきましては、使用貸借権の新規設定です。期間は2年となっています。設定の事由については、農業廃止に伴う相手方の要望となっております。場所は、長野集落の圃場になります。

7番につきましては、使用貸借権の新規設定です。期間は2年となっています。設定の事由については、高齢化に伴う相手方の要望となっております。場所は、同じく長野集落の圃場になります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、5番から7番について、何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

10番委員

事務局が言ったように、耕友会が借りられまして、今回代表が変更になったため新規ではありますが、実質的には更新と同じになります。

議 長

第23号議案5番から7番につきまして、他に意見はありませんか。無いようですので第23号議案5番・6番・7番につきましては、計画決定したいと思います。事務局から説明をお願いします。

全員挙手

議 長

第23号議案5番・6番・7番は、全会一致で計画決定します。

次に、第23号議案8番を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第23号議案8番朗読

8番につきましては、賃貸借権の新規設定です。期間は10年で、10a当たり100円となっております。設定の事由については、もともこの農地は、鳥栖市在住の方に貸してありましたが、その借受人の方が所属する営農組合がこのたび法人化することに伴い、農地中間管理機構である佐賀県農業公社を通して利用権を設定されることになっております。場所は、きやま高尾病院の南側の圃場になります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、8番について、何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

3番委員

法人化に伴い、中間管理機構を通した借り方の変更です。更新と同じです。

議 長

第23号議案8番につきまして、他に意見はありませんか。無いようですので第23号議案8番につきましては、計画決定したいと思います。計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第23号議案8番は、全会一致で計画決定します。

次に、23号議案9番を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

第23号議案9番については、設定を受ける者が委員様本人でございますので、一時退席をお願いします。

第23号議案9番朗読

9番につきましては、賃借権の再設定です。期間は3年で10a当たり30kgとなっております。場所は、佐賀共栄銀行の北西側の圃場になります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、9番について、何かご意見はありませんか。

議 長

第23号議案9番につきまして、他に意見はありませんか。無いようですので第23号議案9番につきましては、計画決定したいと思います。計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第23号議案9番は、全会一致で計画決定します。

(一時退席委員の解除)

次に、23号議案10番から15番については、すべて同じ農地内であり再設定となりますので、一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第23号議案10番から15番までは再設定のため朗読を省略させていただきます。また、10番から15番までは同じ農地であるため、まとめて説明させていただきます。

10番につきましては、賃借権の再設定です。期間は2年で10a当たり3,000円となっています。場所は、ドラッグストアコスモスの裏側の圃場です。

11番・12番・13番・14番・15番までは使用貸借権の再設定で、期間は2年となっています。場所は、同じくドラッグストアコスモスの裏側の圃場です。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、10番から15番について、何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

11番委員

前回と一緒に、きちんとされた方です。特に問題ありません。

議 長

第23号議案10番から15番につきまして、皆さんから他に意見はありません

か。無いようですので第23号議案10番から15番につきましては、計画決定したいと思います。計画決定に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第23号議案10番から15番は、全会一致で計画決定します。

次に、その他(1)盛土の届出がありましたので、認定を求めます。その他(1)を事務局から説明をお願いします。

事務局

対象農地の地目は畑ですが、現在荒地になっております。今後、畑として耕作可能な農地に戻すことを計画してありますが、重機を使って整備するため、どうしても地面が下がってしまうことが懸念されるため、盛土をしたいとのことです。

なお、この届出には耕作可能な農地にする確約書が添付されており、地元農業委員も確認してあります。場所は、5号線の福岡方面の宮浦インター手前の付近です。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、その他(1)について、何かご意見はありませんか。地元委員さんから何かありませんか。

13番委員

現地の右側は資材置場のようになっています。

4番委員

バイパスから上がって広がっているところですが、今現在かなり荒れています。半年くらい土を置きたいということで、その後は畑に戻すということで一応了解はいたしました。

議 長

その他(1)につきまして、皆さんから他に意見はありませんか。無いようですので、その他(1)につきましては、認定したいと思います。認定に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

その他（１）は、全会一致で認定します。

次に、その他（２）農業経営改善計画の認定協議がありましたので、認定の可否について協議を求めます。その他（２）を事務局から説明をお願いします。

事務局

その他（２）の２番については、設定者が委員様本人でございますので、一時退席をお願いします。

その他（２）１番・２番朗読

今回、認定農業者の方の認定期限が切れることから、再認定の申請をされてあります。農業経営改善計画認定の申請書を提出されておりますが、目標とする営農類型・経営改善の方向の概要・農業経営の規模拡大に関する目標を設定していただき、５年後の所得金額が４４０万円を超えることが基準となります。基山町認定農業者制度要綱第４条に基づき、町のほうで認定要件の全てに適合しているか審査が行われており、いずれも要件を満たしていると認められております。要件については、別紙要綱の第４条（１）～（４）となります。ただし、同第５条に、「町長は、申請内容が認定要件に適合すると認められるときは、基山町農業委員会、佐賀県農業協同組合及び東部農林事務所と協議のうえ認定するものとする。」と規定されておりますので、認定の可否について協議をお願いするものです。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、その他（２）について、何かご意見はありませんか。

議 長

認定農業者は今まで１３名であったが、今回の申請は２名で来年更新の方を含めても６名になるということです。

７番委員

認定農業者になって何かメリットのようなものはありますか。

事務局

融資の際、無利子などがあります。

議 長

その他（２）につきまして、皆さんから他に意見はありませんか。無いようですので、その他（２）につきましては、認定したいと思いますが、認定に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

その他（２）は、全会一致で認定します。

（一時退席委員の解除）

これですべての審議が終了いたしました。

これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。

平成 2 7 年 1 1 月 4 日

署名人

議 長

委 員

委 員